

柏西ロータリークラブ会報



CLUB
REPORT

第2790地区
創立 1975. 11. 7
承認 1975. 11. 24

ROTARY CLUB OF KASHIWA-NISHI CHIBA JAPAN

四つのテスト

1. 真実かどうか？
2. みんなに公平か？
3. 好意と友情を深めるか？
4. みんなのためになるかどうか？



夢をかたちに

Make Dreams Real

2008-2009年度 国際ロータリーのテーマ

会長 嶋田 英明

幹事 神林 聖光

会報 第1588号 (2009. 4. 22)

〈第1615回国際ロータリー第2790地区第10分区親睦ゴルフ・合同例会〉

会報 第1589号 (2009. 4. 24)

〈第1616回 例会〉

国際ロータリー第2790地区第10分区親睦ゴルフ・合同例会

2009年4月22日(水) 三井ガーデンホテル

今回の合同例会は、120名の参加者を数えガバナー補佐 須藤英華会員による開会の挨拶に始まりガバナーエレクト 中村博亘会員挨拶、また、昼中に行われた親睦ゴルフの成績発表が行われ柏西ロータリークラブが見事優勝に輝きました。

主催者の挨拶

ガバナー補佐 須藤英華 会員

本日は第10分区合同例会に、各クラブの会長幹事様始め、このように多くの会員のご参加を得て盛大に開催されますことを、主催者として大変光栄に存じます。

今年度はまだ2ヵ月少々残しておりますが、幾多のことがございました。クラブでは『CLP』の導入に関し、柏西クラブでは既に採用され、また、他4クラブも導入についての、準備を進めているとお聞きしております。『CLP』はRCを活性化する手段としてRIが提唱しているもので、決して導入す

ることが目的ではありません。現在抱えるRCの様々な問題点を乗り越えるために、新たな時代に適応した枠組みを作りたいと思いま



す。ところで、社会の状況は昨年9月に突然のように起きた金融危機で世界中が混乱を来

例会日 金曜日 12:30~13:30
例会場 ザ・クレストホテル柏
〒277-0842 柏市末広町 14-1
TEL 04-7146-1111 FAX 04-7146-2100

事務所 〒277-0011 柏市東上町 7-18
柏商工会議所会館 505
TEL 04-7162-2323 FAX 04-7166-8282

たしております。特にアメリカが主導した新自由主義、市場主義が破綻しました。なぜ経済学で言う《見えざる手》が働かなかったのでしょうか。いつの、どの社会にも必ず一定のモラルがあるはずで、われわれロータリアンはそれを「四つのテスト」として、日々心に刻んでいます。「皆に公平かどうか」「皆の為になるかどうか」を実践していれば、あのような Greed (強慾) と言われるような行為には至らなかったのではないのでしょうか。ここでロータリー精神の素晴らしさを再認識し、またこの精神をわれわれ自身もさらに高め、さらに広めていくことがロータリアンの義務と考えます。幸い我が 10 分区も今年度すでに全 5 クラブが会員の純増達成が出来るそうです。まだ 2 ヶ月少々残しておりますので、この素晴らしいロータリー精神を分かち合うために、一人でも多くの同好の士 (女史) を受け入れたいと思います。

最後になりましたが、今日で分区の大きな行事は終了いたします。今年度公式訪問始め幾多の行事にご参加、ご協力頂きまして誠にありがとうございました。



挨拶される ガバナーエレクト 中村博亘会員

第 10 分区親睦ゴルフ大会に参加してまいりました

親睦活動委員 榊 かおり

平成 21 年 4 月 22 日水曜日、千葉カントリークラブ野田コースにて、第 10 分区親睦ゴルフ大会が開催されました。前日からのどしゃ降りだった雨もあがり、長袖では暑いくらいのよい天気にも恵まれました。お年頃の私も日焼け止めをたっぷり塗り、ティーグラウンドに向かいます。コースでは、ハナミズキの花が咲き乱れ、青々とした木々が目に飛び込み

ます。メンバーさんに励まされ、なんとか前半を終了。ご飯を食べた後は、パワーアップ！調子を取り戻します。皆様のおかげで、無事にラウンドを終えることができました。

合同例会後の懇親会での表彰式では、クラブ表彰が行われ、とても盛り上がりました。私も「ブービーメーカー」なんて栄えある？賞をいただきました。

次回に向けて練習をがんばりたいと思います。



柏西ロータリークラブゴルフ参加者

第 10 分区親睦ゴルフ大会成績表

千葉カントリークラブ野田コース

参加人数 46 人

順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
優勝	小高 潔	52	45	97	25.2	71.8
準優勝	鈴木 公	40	42	82	9.6	72.4
3	金神 子	45	43	88	15.6	72.4
4	林 聖	41	42	83	9.6	73.4
5	倉田 良	47	48	95	21.6	73.4
6	嶋 英	46	46	92	18.0	74.0
7	野田 進	43	48	91	16.8	74.2
8	渡神 邊	51	50	101	26.4	74.6
9	野池 美	39	43	82	7.2	74.8
10	志賀 喜	42	44	86	10.8	75.2
11	小志 裕	48	50	98	22.8	75.2
12	金本 元	44	40	84	8.4	75.6
13	木暮 志	50	45	95	19.2	75.8
14	関森 和	48	53	101	25.2	75.8
15	森塩 市	50	50	100	22.8	77.2
16	川毛 樹	46	47	93	15.6	77.4
17	瀬和 上	53	47	100	21.6	78.4
18	瀬川 明	51	49	100	21.6	78.4
19	部 親	47	53	100	21.6	78.4
20	田 秀	45	48	93	14.4	78.6
21	田 友	50	55	105	26.4	78.6
22	中 博	50	48	98	19.2	78.8
23	河西 晋	56	55	111	31.2	79.8
24	馬場 弘	52	50	102	21.6	80.4
25	鈴木 秀	59	58	117	36.0	81.0
26	和田 弘	54	48	102	20.4	81.6
27	丸田 功	45	55	100	18.0	82.0
28	植川 操	52	59	111	28.8	82.2
29	田中 清	52	59	111	28.8	82.2
30	岡野 哲	63	53	116	33.6	82.4
31	山本 浩	57	62	119	36.0	83.0
32	山川 安	53	57	110	26.4	83.6
33	小澤 邦	53	54	107	22.8	84.2
34	小田 千	60	58	118	33.6	84.4
35	山崎 康	51	54	105	20.4	84.6
36	山崎 子	58	58	116	31.2	84.8
37	常中 典	62	54	116	31.2	84.8
38	田井 浩	51	58	109	24.0	85.0
39	田中 駿	59	62	121	36.0	85.0
40	風澤 俊	65	56	121	36.0	85.0
41	鈴木 健	57	61	118	30.0	88.0
42	根本 憲	63	63	126	36.0	90.0
43	中沢 由	63	66	129	34.8	94.2
44	須藤 英	64	67	131	36.0	95.0
45	結城 綾	73	74	147	40.0	107.0
46	榊 か	77	72	149	40.0	109.0

- 1. 点 鐘 嶋田英明会長
- 1. 会長報告 嶋田英明会長
- 1. 幹事報告 神林聖光幹事
- 1. 卓 話 木村和俊会員
- 1. 点 鐘 嶋田英明会長

〈会長報告〉

嶋田英明会長

先週 4 月 13 日月曜日に、飯合会員と藤本会員の御見舞に流山中央病院に行つて来ました。思ったより元気な様子で安心致しました。今週退院されたと伺っております。良かったです。行った時はちょうどリハビリの最中で若い看護婦さんに手取り、足取りでやさしく指導していただいており藤本さんはニコニコしながら楽しそうでした。会話の方もしっかりしゃべっておられましてひとまず安心致しました。

今週水曜日の第 10 分区の親睦ゴルフと夜間例会御苦勞様でした。10 分区最後の行事で須藤ガバナー補佐は肩の荷が降りてニコニコでした。挨拶の中で残り 2 ヶ月 1 名でも 2 名でも会員拡大の話が出ました。当クラブも頑張らねばと思っております。御協力をお願い致します。それから快晴の中のゴルフとても良かったです。クラブ対抗の競技は当クラブが優勝致しました。ガバナー補佐賞を戴いて参りました。選んだ幹事の神林さんが良かったのか選ばれたメンバーが頑張ったのかどちらにしても、うれしいことです。御苦勞様でした。又、田代会員の手術は無事終了したとのお話でございます。早く元気な顔を見たいものです。あと 2 ヶ月皆様もお体を大事にして過ごして下さい。又、来週水曜はガバナーエレクトとしての最大事業、地区協議会が開催され、次年度方針が発表されます。各次年度委員長さんしっかり勉強して来て下さい。又、当日、前日のお手伝いの皆様は、お忙しい中とは思いますが宜しく願い申し上げます。

神林聖光幹事

- 1. 鈴木子郎会員へ R 財団年次寄付（マルチプル・ポール・ハリス 4 回・5 回）に対し、フェローピンの送付
- 2. 松本ユミ会員へ 2009 年 4 月～2010 年 3 月 米山奨学生（徐亜娟＝ジョアケン）のカウンセラー委嘱状
- 3. 5 月のロータリーレート 1 ドル＝98 円
- 4. 柏ローターアクトクラブ 4 月第一例会のお知らせ「ローターアクトについて」
日時 4 月 25 日（土）15：00～
場所 「マジカライツスタジオ」
柏市柏 4-7-3（電話 7166-7100）
*新会員 2 名に向けての勉強会
- 5. 5 月 31 日（日）『ゴミゼロ運動』への参加依頼
- 6. 例会変更のお知らせ
松戸東 RC：5/29（金）は夜間例会
- 7. 受信《会報》 野田東 RC、柏 RAC

【今後の予定】

- * 5/8（金）《通常例会》お祝事・理事会（11）
卓話＝水野晋治会員

卓 話**裁判員制度について**

木村和俊会員

第 1 裁判員制度の概要**1. 裁判員制度とは**

国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか（事実認定）、有罪の場合どのような刑にするか（刑の量定）を裁判官と一緒に決める制度です。

2. 裁判員制度の対象となる事件

一定の重大犯罪に限られます。たとえば、殺人、強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物放火、身代金目的誘拐、保護責任者遺棄致死などです。全国の地方裁判所における刑事第一審事件のうち約 3%が裁判

員制度対象事件になると考えられています。

3. 裁判員に選ばれる人

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人の中から選ばれますが、義務教育を終了していない人や、禁錮以上の刑に処せられたことのある人などは裁判員になることができません。

また、職業上の問題から裁判員の職務に就くことができない人もいます。たとえば、国会議員、法曹関係者（弁護士、検察官など）、大学の法律学の教授・准教授、警察官、自衛官などです。

さらに、個々の事件との関係で裁判員になれない人もいます。その事件の被害者本人や被害者の親族、被告人の親族などです。これは、その事件について公平性を確保するためです。

平成 18 年に最高裁判所が推計したところによると、裁判員になる確率は、約 4000 人に 1 人です。この確率からすると、裁判員になる可能性は低いといえるかもしれませんが、裁判員は原則として辞退することができませんので心構えは必要です。もっとも、一定の事由が認められる場合は辞退することができますので、次に、辞退が認められる場合についてお話しします。

第 2 裁判員の辞退事由

1. 現在、裁判員法で認められている主な辞退事由は次のとおりです。

- ① 70 歳以上の人。
- ② 学生、生徒（ただし、常時通学を要する課程に在学する人）。
- ③ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。
- ④ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族がいること。
- ⑤ 仕事における重要な用務があつて自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがあること。
- ⑥ 父母の葬式など他の期日に行うことができない重要な用務があること。

この他にも政令で、妊娠中の場合や出産後 8 週間を経過していない場合、それに夫が妻の出産に立ち会う場合などが辞退事由として認められています。

2. ここで皆さんが一番気になるのは、⑤の仕事 を理由とする辞退について

原則として裁判員になることは辞退できませんから、仕事を理由とする場合にも他の辞退事由に匹敵するほどの理由が必要です。

たとえば、予定されている仕事の日時の変更が困難な場合（株主総会の開催日など）は辞退が認められやすいし、自営業者で事業所の規模が小さく仕事を抜けると事業に与える影響が大きい場合や、担当している職務が特殊で他に代わる人がいない場合なども辞退が認められる可能性があります。

もっとも、具体的にどのような場合に辞退が認められるかは、裁判員制度がスタートしてからの事例の蓄積を待つことになるでしょう。

3. 余談になりますが、裁判員に選ばれると…

裁判員に選ばれると、交通費のほか日当（1 日あたり 1 万円以内）が支払われます。裁判員の職責は重いものですが、デメリットばかりではありませんので積極的に参加を検討してみてください。

第 3 裁判員裁判の流れと裁判員の役割

1. 裁判員裁判の流れ

裁判員裁判は、おおまかに言うと、①起訴、②公判前整理手続、③裁判員選任手続、④公判審理、⑤評議・評決、⑥判決、という流れになります。

このうち裁判員が関与するのは、④と⑤と⑥ですが⑥の判決は言渡す時に同席するだけですので、重要なのは④の公判審理と⑤の評議・評決です。

「公判審理」とは主に法廷で証人尋問や被告人質問に立ち会い、必要なときは自ら質問して心証を形成する手続です。「評議・評決」とは公判審理で得た心証を元に裁判官と裁判員で意見を出し合い、事実を認定し、量刑を決定する手続です。

2. 裁判員の役割

裁判員は、プロの裁判官と一緒に「事実認定」と「量刑判断」を行う重要な職責を担っています。

事実認定はプロの法律家でも難しいことです。後で具体的な事例を使って練習してみましましょう。

これに対し、量刑判断はそれほど難しいことではありません。裁判官が過去のデータを分かりやすく図表にした量刑分布図を見せてくれますので、認定した事実をもとに、当該事件と似た事件が過去にどの位の刑で処断されたのかを参考にして判断すればよいでしょう。

時には難しい法律概念が出てくることもあるかもしれませんが、事前に裁判官が丁寧に説明してくれますので、心配する必要はありません。もし自分に理解できなかつたら、他の裁判員も理解できないんだと思って積極的に裁判官に質問するようにして下さい。そして、評議の時は臆せず自分の意見をはっきりと述べるようにしましょう。事実認定にも、量刑判断も多数派はあっても正解なんてありませんから。

第4 事実認定

1. 刑事裁判における事実認定

被告人を有罪と認定するには、起訴された犯罪の構成要件事実の全てについて、「合理的な疑いを差し挟む余地がない」程度に立証されなければなりません。

かなり分かりづらい表現ですが、要は、被告人が犯人であるとの「確信」を抱かなければ有罪にはできないという意味で、第三者による犯行の可能性が疑われたり、各構成要件事実のうち一つでも確信が持てない場合には、当該犯罪については無罪としなければならないということです。

2. 殺人罪の構成要件事実

殺人罪を例にとってみましょう。刑法 199 条には、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する」としか規定されていません。

しかし、この条文を細かく分析してみると、殺人罪で処断するには、①客体が人であること、②殺意があること、③殺意に基づく実行行為があること、④その行為に基づいて死亡結果が生じたこと、の全ての要件が充たされる必要があります。これらの事実を構成要件事実と言います。

たとえば、②の殺意がなく、単に傷害の故意しかなければ殺人罪は成立せず、傷害致死罪等の成否が問題となるに過ぎません。また、そもそも相手(客体)が既に他の原因で死亡してい

た場合には、①の要件を充たさず、せいぜい死体損壊罪の成否が問題となるに過ぎません。

このように、構成要件事実には、他の犯罪と区別したり、そもそも犯罪でないものと犯罪にあたり得るものとを区別する重要な役割がありますので、皆さんが裁判員になって証人尋問等に立ち会う場合には、常に構成要件事実を年頭におきながら、各事実が認定できるか否かを慎重に判断する必要があります。

第5 事例研究(殺意の認定)

1. 次の事例での考察

客観的事実については争いがなく、殺意の有無のみが争点になっているとします。殺意があったと言えるかどうか考えてみて下さい。

妻(35歳)が、自宅で夫(当時40歳)と喧嘩になった際、とっさに果物ナイフで夫の右前胸部を1回突き刺し、これが致命傷となって夫を即死させた。

2. 殺意の認定の手法

殺意のような人の内心は、本人の供述以外に直接証明する証拠が存在しませんし、仮に本人の自白があったとしても自白だけで有罪と判断することは許されませんから、状況証拠(事実)によって殺意を認定しなければなりません。

そして、殺意認定の基準となる状況証拠には、①創傷の部位、程度、②凶器の種類、用法、③動機の有無、④犯行前後の行動、などが挙げられます。

上の事例において、次のような状況証拠(事実)が認められた場合、夫を刺した妻に、果たして殺意はあったと認定できるでしょうか？

- (1) 被害者(夫)は、左上腕部にも果物ナイフによる重傷を負っており、その他、左手および右前胸部にも防御創と見られる複数の切創を負っていた。
- (2) 致命傷となった右前胸部の傷は、筋肉を貫通して心臓に達するほど深いものであった。
- (3) 左上腕部の傷についても、果物ナイフの刃が骨に衝突して歪曲し、なおかつ左上腕を

貫通していた。

- (4) 本件当時、被告人(妻)と被害者は、被害者がテニスに行くかどうかを巡って喧嘩になり、被告人は被害者から顔面を殴られるなどされていた。
- (5) 被告人は、日頃から被害者の暴力と浮気に不満を募らせていた。
- (6) 被告人は、犯行後、人工呼吸をしたり、被害者の出血を止めようとするなど、自分なりに蘇生措置を講じていた。

3. 結論

上の事例は、実際にあった事件をモデルとしており、実際の裁判では殺意があったと認定されました。

ただし、殺意の中でも強固なもの(確定的なもの)ではなく、いわゆる「未必の殺意」と認定されました。この「未必の殺意(故意)」とは、「殺すつもりだった」という確定的殺意とは異なり、「相手が死ぬかもしれないと思ったが、それでも構わないと思った」という程度の心理状態を言い、殺意(故意)があったものと扱われます。

上の事例のような、とっさの犯行(よく「かっとなって」と表現されます)の場合に確定的な殺意が認められるケースはごくまれで、未必の殺意(故意)の認定が問題となるケースがほとんどです。

確定的殺意も未必的殺意も殺人罪に該当する点では同じですから、区別する必要があるかどうか疑問に思われるかもしれませんが。しかし、確定的か未必的かという区別は量刑に大きな差が生じる問題ですので、どのような事案でも、当然に殺意(故意)があると切り捨てるのではなく、さらに殺意(故意)の中でも確定的なのか、それとも未必的なのかを証拠や事実から認定する必要があります。

繰り返しになりますが、事実認定に正解はありませんから、(よっぽど非常識な場合は別ですが)、裁判員に選ばれた場合には、皆

さんの感じたままの意見を自由にぶっつけてみて下さい。

<ビジター>

- ・東海林康之様
- ・花島和宏様 (柏青年会議所)
- ・金本武志様 (柏青年会議所)
- ・横尾一徳様 (柏青年会議所)

<ニコニコBOX>

- ・本人誕生日 鈴木桂三 会員
- ・念願の10分区ゴルフドラコン頂きました
嶋田英明会長
- ・長男が就職しました 田中一成 会員
- ・写真ありがとう 鈴木桂三、神林聖光幹事
飯合幸夫、鈴木子郎、田中一成、
金子 正、嶋田英明会長 各会員

<出席報告>

会員数 55名 欠席者 14名 出席率 74.54%

欠席者

荒井 隆、小澤邦治、勝田健一、
榊 隆夫、佐藤尚文、杉山 智、
染谷照夫、高田住男、日暮 誠、
富士川明、松本ユミ、吉野一實、
渡邊雅志、秋山弘昭

前回欠席者メーキャップ 0名

修正出席率 100%

・クラブ会報委員長 田代 健一

委員 升谷 庸、丹藤耕一、富田正雄、榊 隆夫
